

平成 29 年 3 月 24 日

建築士法改正に伴う建築設計業務及び工事監理業務の契約手続の取扱いについて

美唄市総務部契約管財課

建築士法が改正されたことに伴い、建築設計業務及び工事監理業務の契約事務について、下記のとおり取り扱うこととしますので、内容をご確認ください。

記

1 対象となる契約

市が発注する建築物の新築、増築、改築、大規模修繕、大規模模様替に係る建築設計業務委託及び工事監理業務委託

※本市では、延べ面積が 300 m²以下の建築物の新築等に係る設計業務委託等についても対象とします。

2 契約締結時の手続

建築士事務所の名称や、従事予定の建築士の氏名等を記載した「別紙」を契約書の一部とする必要があります。対象となる契約の手続は次のとおりです。

- (1) 契約管財課にて「契約書」及び「別紙」を受け取る。
- (2) 「別紙」に必要事項を記載する。
- (3) 「別紙」を業務担当課へ提出し、確認済みの押印を受ける。
- (4) 確認済みの「別紙」を契約書の一部とし、契約管財課へ提出する。

※ 「別紙」様式は下記 URL からダウンロードできます。

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2015071300209/>

3 その他

契約締結後に「別紙」の記載事項に変更が生じた場合は、契約変更の対象となるので、速やかに業務担当課へ報告してください。